

発行所 **藤田社会保険労務士事務所**
藤田経営コンサルタント事務所
 川崎市麻生区王禅寺東 1-26-2
 電話・FAX 044-955-9423
 携帯 090-4669-5635
 Eメール h_fujita@mpd.biglobe.ne.jp
 発行人 社会保険労務士 **藤田広一**
 経営コンサルタント

2011 年
6 月号

社労士関係
 労働保険・社会保険の相談、手続代行
労務管理・人事管理の相談、指導
 就業規則等諸規定の作成、変更、届出
 各種助成金の申請手続き
 年金相談、手続き代行

経営コンサルタント関係
 営業戦略、マーケティング、財務会計
 経営法務、各種金融相談、不動産関係
 相談、資産運用相談、助成金相談

「試みの試用期間」、「試用期間」、「トライアル雇用期間」

(1) 「試みの試用期間」、(2) 「試用期間」、(3) 「トライアル雇用期間」など内容が似ている用語が入り乱れて使われています。そこで以下のとおり整理します。

(1) 試みの試用期間（労働基準法第 21 条第 4 項）

労働基準法第 21 条第 4 項の解雇予告の適用除外の問題です。労働基準法（第 20 条）では解雇予告として、解雇する場合、①「少なくとも 30 日前に予告」をするか、②「30 日以上平均賃金を支払わなければならない」としています。この適用除外として労働契約を締結して 14 日以内に解雇する場合には、上記の解雇予告が必要ないということです。

(2) 試用期間（判例法理）

労働者を採用後、一定期間を区切って（3 か月間の場合が多い）正規従業員としての能力や適性を評価するために試みに試用し、この期間に適性が認められると本採用となります。

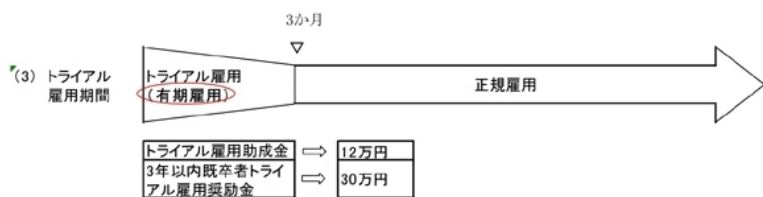
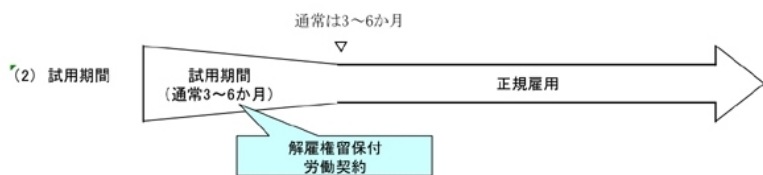
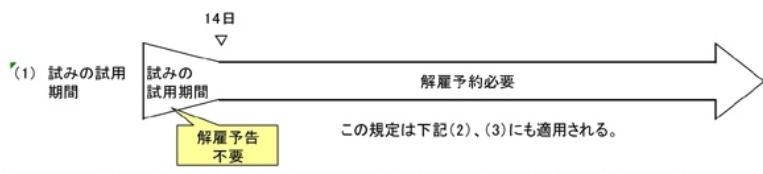
この制度を試用期間といいます。通常この期間は就業規則に規定されています。最高裁判所では、通常の試用契約の法的性質は使用者の解約権が留保された労働契約であるとする、**解約権留保付労働契約**としています。これは特段の定めのない場合「**期間の定めのない労働契約**」となります。

(3) トライアル雇用

ハローワークが求人企業に就職困難者（中高齢者、若年者、母子家庭の母、障害者等）を短期間（原則 3 か月）試行的に雇ってもらい、常用雇用（本採用）への移行や雇用のきっかけ作りを図るものです。

以上をまとめると以下のマトリクスに集約されます。

番号	内 容	期 間	根 拠	期間 の定め	備 考
(1)	試みの試用期間	14 日以内	労基法 21 条 4 項	—	解雇予告の特例
(2)	試用期間	通常 3～6 か月	判例法理	×	解約権留保付労働契約
(3)	トライアル雇用期間	通常 3 か月	雇用保険の助成金等	○	トライアル雇用助成金など



① (1) 「試みの試用期間」の規定は、(2) 「試用期間」、(3) 「トライアル雇用期間」にも適用される。

② (2) 「試用期間」の内容は長期雇用システムにおける新規学卒者の採用・正社員化過程を素材として形成、確立されたもの。



ひろかず
藤田広一

(略歴) 昭和 47 年 早稲田大学法学部卒業後、株式会社横浜銀行入行
 平成 22 年 1 月 藤田社会保険労務士事務所（兼）経営コンサルタント事務所開業
 (所属) 「神奈川県社労士会」（「川崎北支部」）、労働保険事務組合「神奈川SR経営労務センター」、「川崎商工会議所」、「川崎西青色申告会」、「川崎稲門会」
 (研究団体) 県社労士会「労務診断部会」、「人事部会」、「ブロック年金研究会」 会員

ブログです。
 Google 日本 クリック
 藤田広一